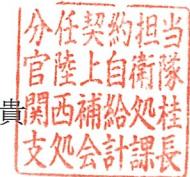


一般競争入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 増田有



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守業務
- (2) 内容：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊桂駐屯地
- (4) 履行期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 4, 5, 6 年度全省庁統一資格において、役務の提供の D 級以上の資格を有するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項及び入札心得

- (1) 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。
- (2) 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

4 入札（現場）説明会及び競争入札の日時等

- (1) 入札（現場）説明会：実施しない。
※現地現物確認を希望する場合は、土日、祝日以外で個別に対応するので下記に示す担当まで事前に連絡されたい。なお、現地確認を希望しない方は、現物未確認による紛争防止の為、事後該当事項に起因する苦情の申立を行わないことを同意の上、入札に参加されたい。
- (2) 入札日時：令和 6 年 3 月 14 日（木）10:00
- (3) 入札場所：桂駐屯地 本部庁舎 1F 多目的室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 落札決定方法

総額決定（外税方式）

ただし、同額の場合には抽選により決定する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

但し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができる。

10 その他入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札前日までに競争入札受付票（別紙）に必要事項を記入し、資格決定通知書（写）と合わせて提出（FAX可）して下さい。確認後、入札等関係書類を交付する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 郵便による入札については入札前日1700着分までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。
また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施します。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。
- (6) 市場価格調査にご協力をお願いします。

11 入札公告掲示場所

- (1) 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 会計課事務室前掲示板
- (2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/3d/katsura/>
- (3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

12 各問合せ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒615-8103 京都市西京区川島六の坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 市川
TEL (075) 381-2125 (内線515) FAX (075) 381-8881
- (2) 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部管理課営繕班 担当 岡田 (内線382)

(6) 庁舎・荷物用工レベータ一点検保守役務

關 西 棉 給 処 桂 支 处

役務関係者以外不許複製

役務件名	(6) 庁舎・荷物用工レベータ一点検保守役務				図面番号	1/9
圖面名称	表 紙				縮 尺	設計者
支 所 長	給務部長	管理課長	當鑄班長	管 財	庶 务	工事企画
桂 支 处	桂 支 处	桂 支 处	桂 支 处	桂 支 处	桂 支 处	桂 支 处
關 西 棉 給 処	關 西 棉 給 処	關 西 棉 給 処	關 西 棉 給 処	關 西 棉 給 処	關 西 棉 給 処	關 西 棉 給 処

關西補給處桂支処總務部

令和6年1月18日

仕様書

- (1) 役務件名：(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務
- (2) 役務場所：京都府京都市南区久々田336 陸上自衛隊駐屯地内
- (3) 工期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 役務概要：エレベーター点検保守 一式

(5) 一値事項

項目	事項
1 共通仕様	<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、国土交通省大臣官房官庁室監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」、メーカーメントナンス要領等関係設計図書等によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、全て監督職員と協議し、監督職員の指示に従うこと。なお、変更に際し契約金額及び工期は変更しないものとする。</p> <p>(1) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に速やかに報告すること。</p> <p>(2) 役務実施に際し、本仕様書等に記載無き事項なども、実施上又は機器本来の機能を適正かつ安全に発揮させるために当然必要な作業や補修等については、請負者の負担により良心的に実施をすること。</p> <p>(3) 貯蔵施設部分、役務目的物の点検保守のみ部分等について、汚染又は損傷するよう適切な養生を行なうこと。また役務完了に際しては、当該役務に關する部分の後片付け及び清掃を実施すること。</p> <p>(4) 役務中、各施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において補償すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、請負者の責任において補償すること。</p> <p>(5) 役務に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。</p> <p>(6) 火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員に許を得た後、使用すること。</p> <p>(7) 役務箇所以外への立ち入りを禁止する。また喫煙は指定された場所で喫煙すること。</p> <p>(8) 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理すること。</p> <p>(9) 請負者は、施工条件を關係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。</p> <p>(10) 役務実施時間は、午前 8 時から午後 5 時までを原則とする。また時間外、土曜・日曜、祝祭日に役務を実施する場合は、監督職員に速やかに報告し、承諾及び指示を受けること。</p> <p>(11) 役務における入門手続きは、駐屯地の諸規定に従うこと。</p> <p>(12) 役務に際し、官側に提出する書類（着工届、工程表、現場代理人等通知書等）には必要部数を添えて、監督職員が指示する期日までに遅延なく提出すること。</p> <p>(13) 本役務において必要な工具類やグリス等消耗品等は請負者の負担とする。</p> <p>(14) 役務写真は、各工程毎、点検保守前、点検保守中、点検保守完了及び観察となる箇所、異常等がある箇所、その他監督職員が指示する箇所等撮影すること。</p> <p>(15) 本役務写真は、カラーサービスに依り工事写真帳に整理の上、官側に提出する。</p>
2 調査に対する協議等	
3 現場管理	
4 役務写真	

(6) 特記事項

項目	事項
1 点検保守対象機器	<p>・本役務は下記のエレベーターについて点検保守を実施すること。</p> <p>(1) 建物名称及び設置場所：庁舎（1～2階）、集約倉庫（1～2階）</p> <p>(2) 製品メーカー：庁舎（東芝エレベーター製）、集約倉庫（ダイコー製）</p> <p>(3) 数量：各1台</p> <p>(4) 設置年月：平成25年11月</p> <p>(5) 型式：ロープ式エレベーター マイコン制御（インバーター制御式機械室なし）</p> <p>(1) 本役務における点検保守要領は月1回（法定定期検査含む）とし、点検保守項目及び点検周期は別表によるものとする。遠隔監視を行う際は、別表に示す項目、周期により点検保守を行うことが出来る。点検保守結果は、建築保全業務報告書作成の手引き及びメーカー指定様式により報告書を作成し、写真と共に点検毎提出すること。</p> <p>(2) 本役務の対象機器等の点検保守実施においては、状態を十分点検し給油や調整、清掃等確実に実施すること。</p> <p>(3) 本役務においては、昇降機等の附属装置に対しても点検保守すること。</p> <p>(4) 本役務においては、官側が指示する提出書類（着工届、現場代理人等通知書等）の他、下記の書類を必要部数添て定期日までに提出すること。</p> <p>ア. 作業計画書 2部</p> <p>イ. エレベーター作業報告書 2部</p> <p>ウ. エレベーター定期検査報告書 2部</p> <p>エ. その他指示された書類 2部</p> <p>(5) 本役務実施に際し、監督職員と綿密に調整し、点検保守に関する諸法令を遵守すると共に、請負者の責務、負担において適切に実施すること。</p> <p>(6) 本役務においては、官側の工具を用いて点検・調整、整備を実施する必要がある箇所についても、確実に技術者による点検・調整、整備を実施するものとする。</p> <p>・官側から故障や事故発生等の連絡を受けたときは、技術者を至急当該駐屯地に派遣し、必要な処置を迅速かつ適正に講ずること。そのため契終工期内は24時間緊急時に対応できるよう連絡体制や安全管理体制を十分に確立し、関係者全にて本役務の内容や対処要領、駐屯地までの位置関係等周知徹底すること。</p> <p>なお、大規模災害時は速やかに対応すること。</p> <p>・本役務において、異常が確認された場合には、速やかに原因を究明し、処置・対策等を図示や写真等により監督職員に書面により報告すること。そのため契終工期内は24時間緊急時に対応できるよう連絡体制や安全管理体制を十分に確立し、関係者全にて本役務の内容や対処要領、駐屯地までの位置関係等周知徹底すること。</p> <p>・役務作業実施に際しては、監督職員と開設の上、工程表等を作成、提出し許可を得た後、実施すること。なお、日程変更等は相互に別途調整すること。</p> <p>・本役務において、機器本来の機能が十分に適かつ安全に発揮されるよう、試運転調整し動作確認をすること。</p> <p>・本役務作業終了後、現場の清掃・後片付けを実施し、監督職員に報告、検査官の完了検査を受けること。なお手直しが生じた場合は、速やかに手直しを行い再検査を受檢し、合格をもって完了とすること。</p>
2 点検保守	<p>(1) 本役務における点検保守要領は月1回（法定定期検査含む）とし、点検保守項目及び点検周期は別表によるものとする。遠隔監視を行う際は、別表に示す項目、周期により点検保守を行うことが出来る。点検保守結果は、建築保全業務報告書作成の手引き及びメーカー指定様式により報告書を作成し、写真と共に点検毎提出すること。</p> <p>(2) 本役務の対象機器等の点検保守実施においては、状態を十分点検し給油や調整、清掃等確実に実施すること。</p> <p>(3) 本役務においては、昇降機等の附属装置に対しても点検保守すること。</p> <p>(4) 本役務においては、官側が指示する提出書類（着工届、現場代理人等通知書等）の他、下記の書類を必要部数添て定期日までに提出すること。</p> <p>ア. 作業計画書 2部</p> <p>イ. エレベーター作業報告書 2部</p> <p>ウ. エレベーター定期検査報告書 2部</p> <p>エ. その他指示された書類 2部</p> <p>(5) 本役務実施に際し、監督職員と綿密に調整し、点検保守に関する諸法令を遵守すると共に、請負者の責務、負担において適切に実施すること。</p> <p>(6) 本役務においては、官側の工具を用いて点検・調整、整備を実施する必要がある箇所についても、確実に技術者による点検・調整、整備を実施するものとする。</p> <p>・官側から故障や事故発生等の連絡を受けたときは、技術者を至急当該駐屯地に派遣し、必要な処置を迅速かつ適正に講ずること。そのため契終工期内は24時間緊急時に対応できるよう連絡体制や安全管理体制を十分に確立し、関係者全にて本役務の内容や対処要領、駐屯地までの位置関係等周知徹底すること。</p> <p>なお、大規模災害時は速やかに対応すること。</p> <p>・本役務において、異常が確認された場合には、速やかに原因を究明し、処置・対策等を図示や写真等により監督職員に書面により報告すること。そのため契終工期内は24時間緊急時に対応できるよう連絡体制や安全管理体制を十分に確立し、関係者全にて本役務の内容や対処要領、駐屯地までの位置関係等周知徹底すること。</p> <p>・役務作業実施に際しては、監督職員と開設の上、工程表等を作成、提出し許可を得た後、実施すること。なお、日程変更等は相互に別途調整すること。</p> <p>・本役務において、機器本来の機能が十分に適かつ安全に発揮されるよう、試運転調整し動作確認をすること。</p> <p>・本役務作業終了後、現場の清掃・後片付けを実施し、監督職員に報告、検査官の完了検査を受けること。なお手直しが生じた場合は、速やかに手直しを行い再検査を受檢し、合格をもって完了とすること。</p>
3 事故発生時等の対応	
4 异常の有無報告	
5 日程調整	
6 試運転調整	
7 完了検査	

役務関係者以外不許複製	
役務件名	(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務
図面番号	2/9

役務写真	(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務
図面名称	仕様書 (1)

令和6年2月28日

8 別表(点検項目及び点検周期:建築保全業務共通仕様書、メーカーメンテナンス要領)

項目	事項	定期点検	定期点検	
機器類				
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	(1)制御盤や起動盤等の作動の良否を点検 (2)端子の錆び及びヒューズエレメントの異常の有無を点検 (3)電動機主回路、制御回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗を測定し、良否を確認	3ヶ月 1年 1年	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
b. 巻上機	(4)主開閉器の操作及び動作の良否を点検 (5)電磁接触器の接点消耗の有無の点検 (6)制御盤内の清掃実施 (7)冷却ファンの回転状態の異常やプリント板汚れの有無を点検	6ヶ月 6ヶ月 1年 6ヶ月	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
c. 電磁ブレーキ	(1)燃費の割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検 (2)ブレーキスイッチ接点の詰密、損耗及び摩耗の有無を点検 (3)ブレーキランニングの摩耗の有無を点検	3ヶ月 3ヶ月 1年	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
d. そらせ車	(4)制動力を点検、良否の確認 (1)ロープ溝の摩耗の有無及び取り付け状態の良否を点検 (2)回転状態の異常の有無を点検 (3)各すべり軸受又は軸受け部への給油を実施	1年 1年 1年	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
e. 電動機	(1)作動の良否を点検 (2)異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検 (3)電動機エンコーダ、バイロットゼネレータの作動の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
f. かご側開速機	(1)異常音及び異常振動の有無を点検 (2)ロープ溝の摩耗の有無を点検 (3)過速スイッチ及びキャッチの作動速度を確認し、基準への適合の確認 (4)各すべり軸受又は軸受け部への給油実施	1年 1年 1年 1年	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月	
g. 機器の耐震対策	・地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止措置の良否	1年	3ヶ月 3ヶ月	
h. かご速度検出	(1)取付状態の良否を点検 (2)正常に機能していることを確認	6ヶ月 6ヶ月	3ヶ月 3ヶ月	
i. かご運行状態	2 かご a. かごの隔壁、天井及び床 b. かごの戸及び扉 c. かごの戸及びドアレール d. かごの戸のスイッチ	・加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検 ・摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検 ・連動ロープ、チエーンのテンション状態、破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検 ・作動の良否を点検 ・摩耗及びびきの有無を点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 1年 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月
j. ハンガーロープ	(1)取付状態及び作動の良否を点検 (2)ハンガーのおどり止めの状態が適切であるか点検	1年	1年	
k. かごの戸運動	・連動ロープ、チエーンのテンション状態、破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検	1年	1年	
l. 戸閉め安全装置	(1)戸の反転動作機能の良否を点検 (2)ケーブルの取付状態及び損傷の有無を点検	3ヶ月 1年	3ヶ月 3ヶ月	
m. かご操作盤	(1)作動の良否を点検 (2)取付状態の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月	3ヶ月 3ヶ月	
役務関係者以外不許複製	（6） 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務 図面番号 3/9 縮 尺			
役務件名	（6） 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号 3/9		
図面名称	仕様書 (2)			
記	開西補給処桂支処総務部	令和6年2月28日		

(7)別表(点検項目:建築保全業務共通仕様書、メーカーメンテナンス要領)

項目	事項	項目	事項
d.かご上安全スイッチ及び運転装置	・作動の良否を点検	遠隔有り	
e.ガイドシュー又はローラーガイド	・取付状態の良否及び摩耗の有無を点検	6ヶ月	6ヶ月
f.主索及び鋼ひも破断、摩耗ととの適合を確認		1年	1年
ロープ	(1)破断、摩耗及び錆びの有無を点検、基準との適合を確認 (2)取付け状態の良否及びダブルナット、割引の紛糾の有無を点検 (3)すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検	1年	1年
g.ガイドレール及びブリケット	・取付状態の良否を点検 (1)さび、変形及び摩耗の有無を点検 (2)さび、変形及び摩耗の有無を点検	6ヶ月	1年
h.ばかり装置	・作動した場合に警報を発し、かつ戸が閉まらないことを確認	1年	1年
i.つり合いおもり	・取付状態の良否を点検	6ヶ月	6ヶ月
j.上部ファイナル	・取り付け状態の良否、作動の良否を点検	6ヶ月	6ヶ月
k.リミットスイッチ	(1)取付状態の良否を点検 (2)作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認	6ヶ月	6ヶ月
l.頂部鋼車	(1)回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検を実施 (2)ロープ溝の摩耗の有無を点検を実施 (3)取付状態の良否及び亀裂の有無を点検を実施 (4)各すべり軸受又は軸がり軸受け部への給油を実施	1年	1年
m.語導車・強制停止	・取り付け状態の良否、作動の良否を点検	1年	1年
n.リミットスイッチ		6ヶ月	6ヶ月
o.中間つなぎ鎖及び配管	・昇降機に直接関係のない配管配線やケーブル等がないことを確認	1年	1年
p.差床装置	・作動の良否を点検	3ヶ月	3ヶ月
q.給油器	(1)給油機能の状態を点検 (2)油量の適否を点検	6ヶ月	6ヶ月
q.終端階強制減速装置	・作動の良否を点検 (1)各出入口敷居下部の保護板の取り付け状態の良否を点検 (2)エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検 (3)昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検 (4)地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認	1年	1年
s.その他	・その他かご周囲及び昇降路附屬装置の作動の良否や状態を点検	6ヶ月	6ヶ月
4.乗場	(1)乗場呼びの作動の良否を点検 (2)取り付け状態の良否を点検	3ヶ月	3ヶ月
3.乗場ボタン		3ヶ月	3ヶ月
b.位置表示灯	・表示灯の良否や異常の有無を点検	3ヶ月	3ヶ月
c.非常解錠装置	-解錠ができないことを確認	1年	1年
d.乗場の戸及び敷居	(1)ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検 (2)取付状態の良否及びとの隙間の適否を点検	6ヶ月	1年
e.ドアインター	(1)作動の良否を点検 (2)取り付け状態の良否を点検	3ヶ月	6ヶ月
f.ドアクローザ	・ドア開閉で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認	6ヶ月	1年
g.乗場の戸ルンガーローラー	(1)取付状態の良否及び動作の良否を点検 (2)ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認	1年	1年

項目	項目	事項	項目
h.乗場の戸運動ロープ及び取付	・運動ロープ、チーンのテンション状態及び被断、摩耗及び取付状態の良否を点検	1年	遠隔有り
i.ドアレール	(1)取り付け状態の良否を点検 (2)摩耗及び錆びの有無を点検	6ヶ月	6ヶ月
j.その他	・その他乗場付属装置の作動や機能の良否や状態を点検	3ヶ月	3ヶ月
5.ビット		3ヶ月	6ヶ月
a.環境状況	(1)漏水の有無を点検 (2)汚れやエラベーターに係る設備以外のもの有無を点検	6ヶ月	6ヶ月
b.非常止め装置	・取り付け状態の良否、非常止め作動確認を行い異常ないことを点検	1年	1年
c.かご下鋼車	(1)回転時に軸受けの異常音及び異常振動の有無を点検 (2)ロープ溝の摩耗の有無を点検	1年	1年
d.緩衝器	(1)取り付け状態の良否を点検 (2)スプリング又はブランジャーの銷びの有無を点検	6ヶ月	6ヶ月
e.ガバナロープ用	(1)走行中に異常音の有無を点検 (2)ロープ溝の摩耗の有無を点検	6ヶ月	6ヶ月
f.移動ケーブル	(1)かごの運行時に、螺れ及び振れに異常の無いことを確認 (2)取付状態の良否及び損傷、劣化の有無を点検	1年	1年
g.下部ファイナルリミットスイッチ	(1)取付状態の良否を点検 (2)作動の良否を点検	6ヶ月	6ヶ月
h.底部安全距離確認スイッチ	(1)取付状態の良否を点検 (2)作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認	6ヶ月	6ヶ月
i.かご下障止	・機能の良否を点検	1年	1年
j.ヒート冠水バッヂ	・作動の良否を点検	1年	1年
k.つり合いロープ	・取付状態の良否や銷、摩耗、破断、劣化の有無を点検	1年	1年
l.耐震対策	・地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認	1年	1年
m.役務関係者以外不許複製			
役務件名	(6) 庁舎・荷物用工レベーター点検保守役務	図面番号	4/9
図面名称	仕様書 (3)	縮尺	
	関西補給処桂支処総務部	令和6年2月28日	

項目	事項	項目	事項
6 付加装置 a. 地震時管制運転装置	・作動の良否を点検		遠隔有り 1 年
b. 火災警管制運転装置	・作動の良否を点検		1 年
c. ピット浸水時管制運転装置	・作動の良否を点検		1 年
d. 停電時自動着床装置	・作動の良否を点検 (1) 善電池に損耗等状態を確認 (2) 善電池に損耗等状態を確認		1 年 3ヶ月 3ヶ月
e. 2D多光軸(マルチビーム) ドアセフティ	・作動の良否を点検		3ヶ月
f. オートアナウンス装置	・作動の良否を点検		1 年
g. 各種戸閉め安全装置	・作動の良否を点検 h. 車椅子用操作盤の作動の良否や状態を点検		1 年
i. 遠隔りばドア	・作動の良否や状態を点検		1 年
7 その他	・本工レバーターに備えられている装置や各部における作動の良否 や状態を点検		3ヶ月
ア、本役務において点検・保守に必要な消耗品類は次のとおりとする。なお、交換・補充等については請負の負担とする。			
装置等名称	エレベーターの仕様	項目	項目
制御盤・受電盤	・ロープ式	・動力回路の接觸器主接点及び補助接点、リード線、ヒューズ類の取替	
電動機	・ロープ式 ・ロープ式 ・ロープ式	(1) 回転機カーボンブラシ取替 (2) 軸受グリスアップ (1) 滅充用ギア油 (2) 軸受グリスアップ	
巻上機	・ロープ式	・停電灯ランプ取替 ・操作盤ランプ取替 ・階床表示ランプ取替 ・かご内照明ランプの取替 ・補充用ギア油	
調速機	・ロープ式 ・ロープ式 ・ロープ式	(1) かご上照明ランプ取替 (2) 給油器補充用油	
接続機器	・ロープ式 ・ロープ式	・押しボタンランプ取替 ・階床選択器の可動接点及びテーブクリーナ、カーボン刷子、電球・管(LED含) 階床表示ランプ、連振器のアクリルカバー等取替 ・輪受グリスアップ	
かご上のかご上乗場の階床表示	・ロープ式		
かご上のつり合いおもり	・ロープ式		
乗場の乗場表示	・ロープ式 ・ロープ式		
保険路・ピットのかご・おもり吊車	・ロープ式		

装置等名称	エレベーターの仕様	項目
昇降路 ピットのロープ式 調速機 昇降路 ピットのロープ式 デフヨンサー-リ	・ロープ式 昇降路 ピットのロープ式 昇降路 ピットのロープ式 ブランジャー-リフター-	・軸受グリスアップ ・軸受グリスアップ ・軸受グリスアップ
昇降路 ピットのロープ式 かご下機器 昇降路 ピットの緩衝器 付加装置(監視盤)	・ロープ式 ・ロープ式 ・ロープ式	(1) かご下ブリーバリングの取替 (2) 軸受グリスアップ ・ビット点検用照明ランプ取替 表示ランプの取替
その他、油脂類(各種潤滑油、油脂)等も含む。		
遠隔監視項目	項目	事項
1 異常監視	(1) 閉じ込め (2) 起動不能 (3) 電源異常 (4) 制御装置異常 (5) 遠隔監視装置異常	
2 管制運転監視	(1) 地震時管制運転 (2) 火災時管制運転 (3) ビット浸水管制運転	
遠隔点検項目	下記の事項及び(7)別表で示す項目を実施	事項
項目		
1 異常監視	(1) 電動機動作状態 (2) ブレーキ動作状態 (3) 制御機器動作状態 (4) かご走行状態 (5) 着床状態 (6) 呼びボタン動作状態(回線の異常の有無含) (7) 戸開閉状態 (8) 戸開閉速度状態	
役務件名	(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務 仕様書(4)	図面番号 縮尺
図面名称		5/9 役務関係者以外不許複製

遠隔点検項目	事項
	(9) 戸閉め安全装置動作状態
	(10) かご戸スイッチ動作状態
	(11) のりば戸スイッチ動作状態
	(12) インターホン（トスコール）動作状態
	(13) かご内照明点灯状態
	(14) かご内停電灯動作状態
	(15) 有重検出装置動作状態
	(16) 屋降路リミットスイッチ動作状態
	(17) 安全スイッチ動作状態
	(18) ピット環境
	(19) 管制運転機能は、擬似信号により各管制運転機能を強制的に動作させ、管制運転時のレベータの動作の良否を点検する。

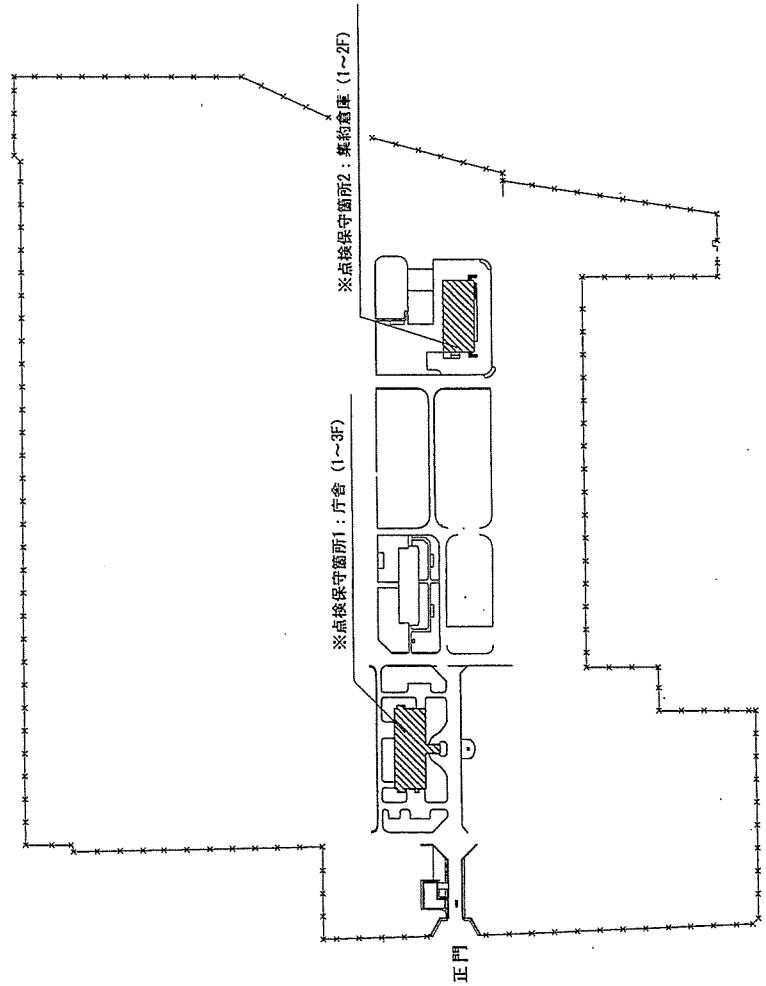
※遠隔監視装置の点検は専門技術員による監視装置の点検を行うこと。

9 遠隔監視点検を行う場合、遠隔監視において点検し難い項目は現場点検するものとする。

役務関係者以外不許複製

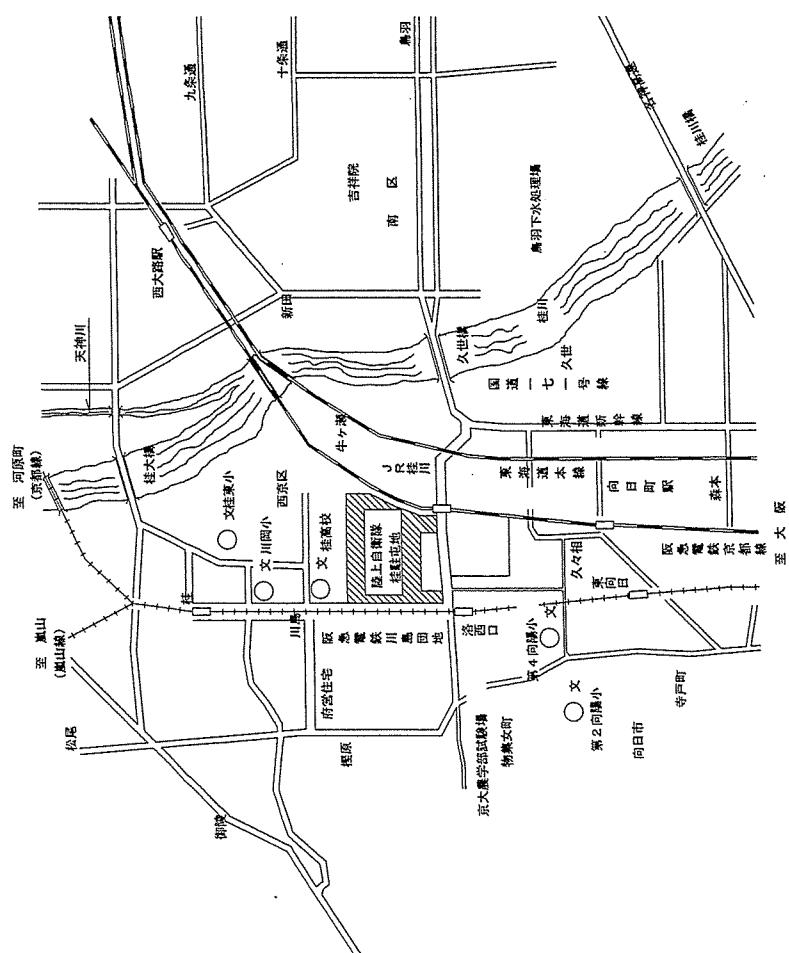
役務件名	(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号	6/9
図面名称	仕様書 (5)	縮尺	△

令和6年2月28日



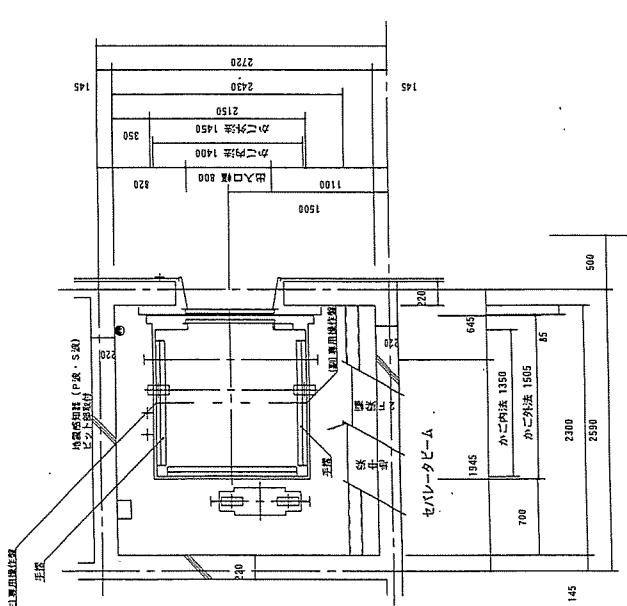
配置図 S=1 / 4000

役務關係者以外不許複製

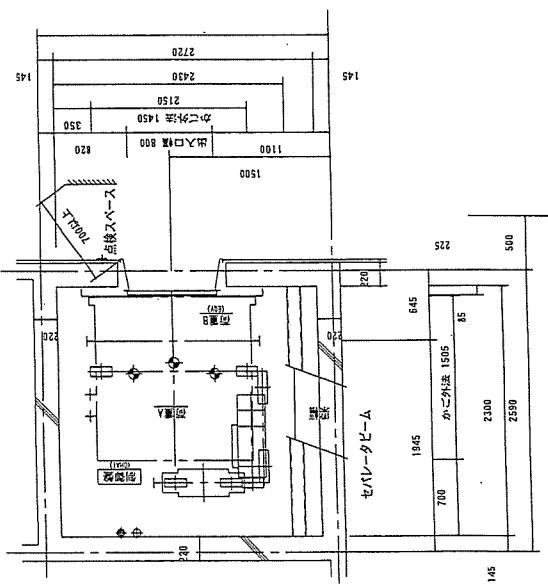


案内図 S=1/40000

役務件名	(6) 庁舎・荷物用工レベーター点検保守役務	図面番号 7/9
図面名称	案内図・配置図	縮尺 図示

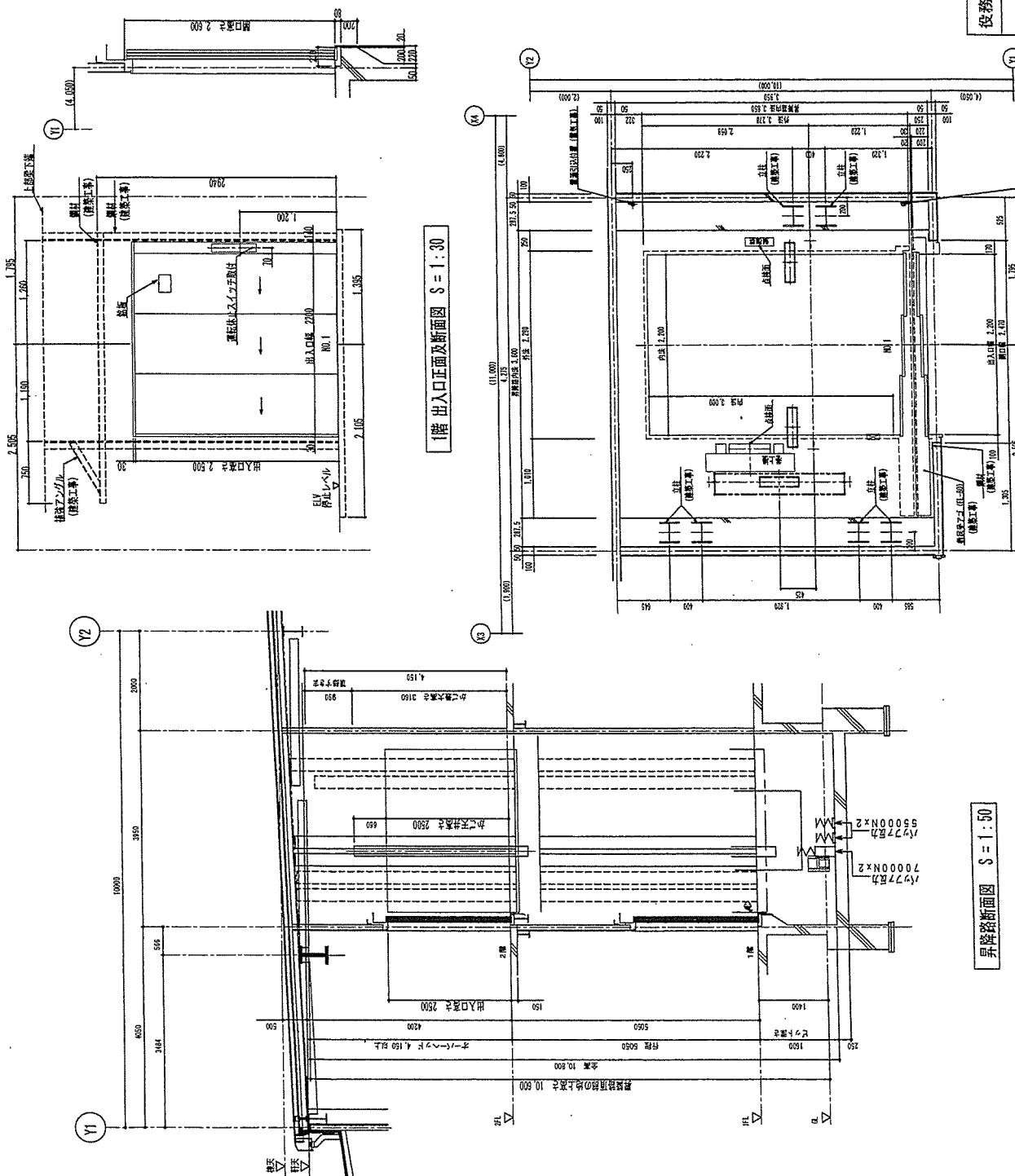


エレベーター平面図(1~2F) S=1/70



エレベーター平面図(3F) S=1/70

役務件名	(6) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号	8/9
図面名称	エレベーター平面図・諸元表	縮 尺	図示のとおり
役務関係者以外不許複製			令和6年2月28日



競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	(6) 庁舎・荷物用エレベーター 点検保守業務	入札日時	令和6年3月14日(木) 1000
仕様書等受領者	住所	(電話 － －) (FAX － －)	
	会社名		
	受領者(役職・氏名)		
	※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。		

官側受付日	
-------	--